

【概要版】第五期武蔵野市環境基本計画 中間まとめ（令和2（2020）年12月）

中間まとめに対するご意見は、以下の方法でご提出ください（ご意見は原則公開します）。

◆募集期間：令和2年12月11日（金）～令和3年1月4日（月）まで【必着】

◆提出方法：

郵送、ファクシミリ、メール、直接持参（氏名、住所、電話番号を記入、開庁日は当直窓口へ）

◆提出先（問い合わせ）：武蔵野市環境部環境政策課計画係

住 所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 電 話：0422-60-1841

F A X：0422-51-9197 e-mail：sec-kankyoushou@city.musashino.lg.jp



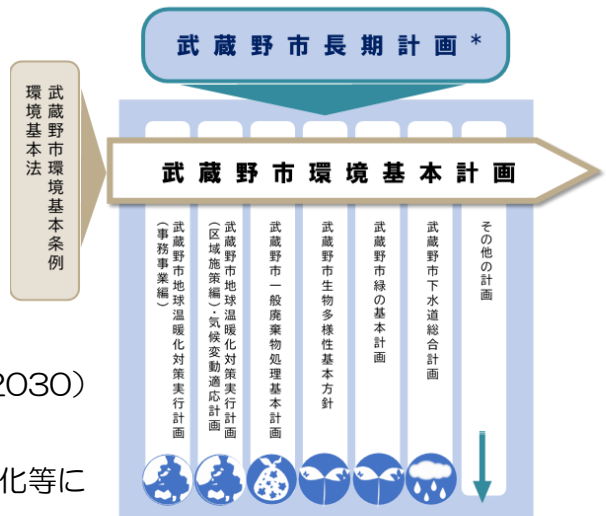
データでの閲覧はQRコードから

■ 計画の目的

武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、本市の環境施策を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するために、本計画を策定します。

■ 計画の位置づけ

本計画は、市の行う環境施策について大きな方向性を示す計画として、基本理念を軸に、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱います。



■ 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

ただし、毎年度行う計画の評価結果や、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行います。

・武蔵野市都市計画マスタープラン*
・武蔵野市地域公共交通網形成計画
・武蔵野市自転車等総合計画
・子どもプランむさしの
・武蔵野市農業基本計画
・武蔵野市学校基本計画
・武蔵野市地域防災計画
・武蔵野市健康福祉総合計画 等

■ 計画の進行管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策のレベルでの進行管理は各個別計画に委ねることとし、本計画においては環境方針ごとに総合的な視点で評価を行い、これをもって進行管理とします。評価は年次報告書「武蔵野市の環境保全」に記載し、環境市民会議の審議を受けるとともに、市民にも公表します。また、評価を受けて、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて本計画を改定します。

■ 武蔵野市の環境の特色・課題

（１）環境に関する客観的な数値は改善の傾向が見られる

これまでの取り組みを継続的に実施するとともに、明確に改善が見られなかった分野についてより一層の推進が必要となります。

（２）環境施策の軸となるリソースが充実している

「武蔵野クリーンセンター」など環境施策の軸となるリソースが充実しています。今後はリソースを有機的に組み合わせ、有効に活用しながら事業を実施する必要があります。

（３）コンパクトで創造的な環境施策が求められる

既存の資源を活用したり、資源の利用を節約したりする視点を常に意識しながら、コンパクトで創造的な環境施策を展開していく必要があります。

（４）総合的な視点での環境施策が求められる

環境問題が複数の分野にまたがっていることを念頭に、総合的な視点で環境施策を推進する必要があります。

（５）環境に関する取り組みが市民の間で多様化している

多様な市民の関心やニーズ、ライフスタイル等を見極めながら、多くの市民が関与できる仕組みや啓発を心がける必要があります。

（６）事業者と行政との連携にはまだ余地がある

事業者が環境に関する取り組みをビジネスモデルに組み込めるよう意識しながら、両者の有効な連携の仕組みを整える必要があります。

（７）ますます地球温暖化対策が重要になっている

地球温暖化対策を喫緊かつ重要な課題と位置付けながら、より一層の地球温暖化対策として、従来からの緩和策を強化することはもちろん、適応策もあわせて推進する必要があります。

（８）コロナ禍から新しい社会のあり方が定着しつつある

新型コロナウイルス感染症に係る状況とそれに伴う社会の変化を注視しながら、新しい社会に即した環境施策を展開する必要があります。

■ 基本理念

「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民や市民団体、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」こと「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や市民団体、事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や市民団体、事業者等を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」をあらゆる当事者が実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

■ 施策の方向性(共通する前提・環境方針)

全ての環境方針に共通する前提として環境啓発を位置づけ、あらゆる人が環境の当事者になるよう行動や意識の変容を促します。

①むさしのエコ re ゾートを拠点とした環境啓発の推進

令和2(2020)年11月に開館した環境啓発施設むさしのエコ re ゾートを拠点に、環境啓発を展開します。

②環境啓発に関する総合的なネットワークの構築

環境に関する総合的なネットワークを構築し、主体がそれぞれに行う取り組みの支援や新たなつながりが新たな価値を生み出す仕組みの検討を行います。

③多様な価値観や関心に訴える学びの機会の創出

地球規模の環境問題と人々の身近な生活環境のリンクによる知的好奇心の喚起を意識しながら、多様な市民の価値観や関心に訴えかける学びの機会を創出します。

④新しいテーマ、新しい視点の環境情報の発信

次々と現れる新しい環境のテーマについて、環境以外の分野の視点も取り入れる等、これまでにない切り口の環境情報を発信します。

⑤環境マネジメントシステムを通じたさらなる市職員の意識の向上

環境に配慮した事務事業の遂行と、市職員の環境に対する意識をさらに向上させる観点で、システムを継続的に改善していきます。

環境方針1(地球温暖化・エネルギー)



地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します

地球温暖化が深刻さを増している中で、今後は温室効果ガスを抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動の中を生き抜いていくための「適応策」も重要になります。このため、市は強い危機感を持ちながら、「緩和策」と「適応策」の両輪で着実に、そして創造的に地球温暖化対策を推進します。

- ・これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進
- ・事業者のニーズに応じた支援・連携の推進
- ・公共施設における先進的なエネルギー施策の推進
- ・新しい地球温暖化対策の検討
- ・地球温暖化の適応策の体系化と推進

環境方針2(廃棄物)



ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します

武蔵野クリーンセンターでは「ごみ発電」を行い、ごみの捉え方について新しい視点をもたらしました。今後は、「ごみ発電」のようにごみの新しい価値を見出しながら、ごみ減量を軸とする循環型社会を一層推進します。

- ・一歩進んだごみの発生抑制の推進
- ・ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンターの活用」
- ・総合的な視点によるプラスチック対策の推進
- ・新しいごみ問題の研究と対策の推進

環境方針3(自然環境)



武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります

緑や水といった自然環境は、生活にうるおいを与えるのはもちろん、生態系の保全や防災、地域の活性化や歴史の継承等にも大きく寄与しています。武蔵野らしい自然環境とはどのようなものであるかを見極め、人と自然が調和したまちづくりを推進します。

- ・武蔵野市らしい生物多様性の向上
- ・量・質ともに豊かな緑の保全・創出
- ・水循環都市の構築
- ・農地・農業を軸とした環境のネットワークの推進

環境方針4(都市環境)



環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します

道路や公園等のインフラ、学校等の公共施設が更新の時期を迎えていることも踏まえながら、都市基盤をさらに環境に優しいものへとリニューアルしていきます。

- ・環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進
- ・環境負荷の低い交通体系の構築
- ・環境を切り口とした住宅施策の展開
- ・まちと調和した景観、美観の向上

環境方針5(公害・災害)



安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します

高度経済成長期に顕在化した産業公害についてはもとより、近年増加している生活に起因する公害、いわゆる生活型公害やペット等に関する対策、そして気候変動に伴う災害への対策を総合的な視点をもって推進します。

- ・典型的な産業公害等への対応
- ・生活型公害に関する啓発の推進
- ・人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保
- ・環境問題に起因する災害への対応